

(仮称) 大和川上流・宇陀川流域下水道（第二処理区）

「水の官民連携」包括業務委託

実施方針（案）

令和8年9月

奈良県



## 目 次

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 第 1 業務に関する事項.....                            | 1  |
| 1 業務内容に関する事項 .....                           | 1  |
| 第 2 事業者の募集及び選定に関する事項 .....                   | 7  |
| 1 事業者の募集及び選定方法 .....                         | 7  |
| 2 募集及び選定の手順 .....                            | 7  |
| 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 .....                    | 10 |
| 4 提案書類の取扱い.....                              | 14 |
| 5 審査及び選定に関する事項 .....                         | 14 |
| 第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ..... | 16 |
| 1 責任分担に関する基本的な考え方 .....                      | 16 |
| 2 予想されるリスクと責任分担 .....                        | 16 |
| 3 事業者による業務の実施状況及びモニタリング .....                | 16 |
| 第 4 業務委託契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....   | 17 |
| 第 5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....         | 17 |
| 1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 .....      | 17 |
| 2 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 .....        | 17 |
| 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合..     | 17 |
| 第 6 法制上及び税制上の措置に関する事項.....                   | 18 |
| 1 法制上の措置 .....                               | 18 |
| 2 税制上の措置 .....                               | 18 |
| 第 7 その他本業務の実施に関し必要な事項.....                   | 18 |
| 1 入札に伴う費用負担 .....                            | 18 |

|                  |    |
|------------------|----|
| 2 提案に関する条件 ..... | 18 |
| 3 問合せ先 .....     | 18 |

資料 1 リスク分担表

様式 1 実施方針（案）等に関する質問及び意見書

様式 2 実施方針（案）等に関する個別対話参加申込書及び個別対話の議題

## 第 1 業務に関する事項

### 1 業務内容に関する事項

#### (1) 業務名称

(仮称) 大和川上流・宇陀川流域下水道（第二処理区）「水の官民連携」包括業務委託

#### (2) 本業務の対象となる公共施設

本業務の対象施設は、次のとおりとする。

- ・ 第二浄化センター（スポーツ広場を除く）
- ・ 管路施設（管渠、マンホール、マンホール蓋）

なお、詳細は要求水準書（素案）に示す。

#### (3) 公共施設の管理者の名称

奈良県知事 山下 真

#### (4) 業務の目的

(仮称) 大和川上流・宇陀川流域下水道（第二処理区）「水の官民連携」包括業務（以下、「本業務」という。）は、奈良県（以下、「県」という。）が実施する流域下水道事業のうち、大和川上流・宇陀川流域下水道事業（第二処理区）（以下、「第二処理区」という。）の下水道施設である第二浄化センター及び管路施設（以下、「本件施設」という。）の運転維持管理に加え、流域下水道事業に係る各種計画策定等を包括的に発注することで、民間事業者（以下、「事業者」という。）の創意工夫を促すとともに、経済原理に基づく経営手法を活かし、より効率的な事業運営等が実現できるよう、県と事業者との連携により、専門的な技術と知識を継承し、将来にわたり安定的に下水道事業を継続することを目的とする。

なお、本業務は、下記の要件を充足する「水の官民連携（ウォーターPPP）」の管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）更新支援型の枠組みに沿って実施する。

- ① 長期契約（10 年間）
- ② 性能発注
- ③ 維持管理と更新の一体マネジメント
- ④ プロフィットシェア

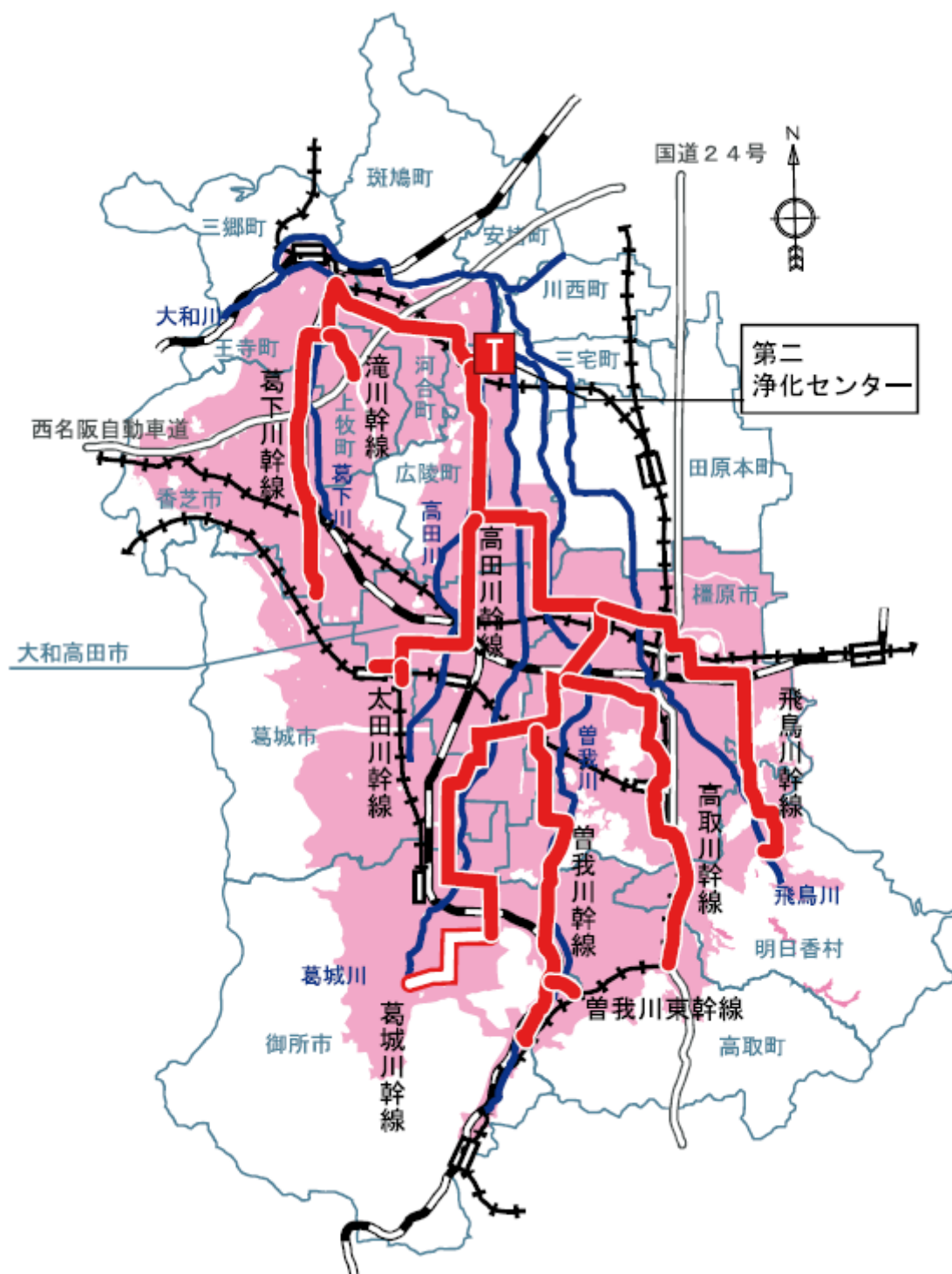


図 1-1 業務対象範囲

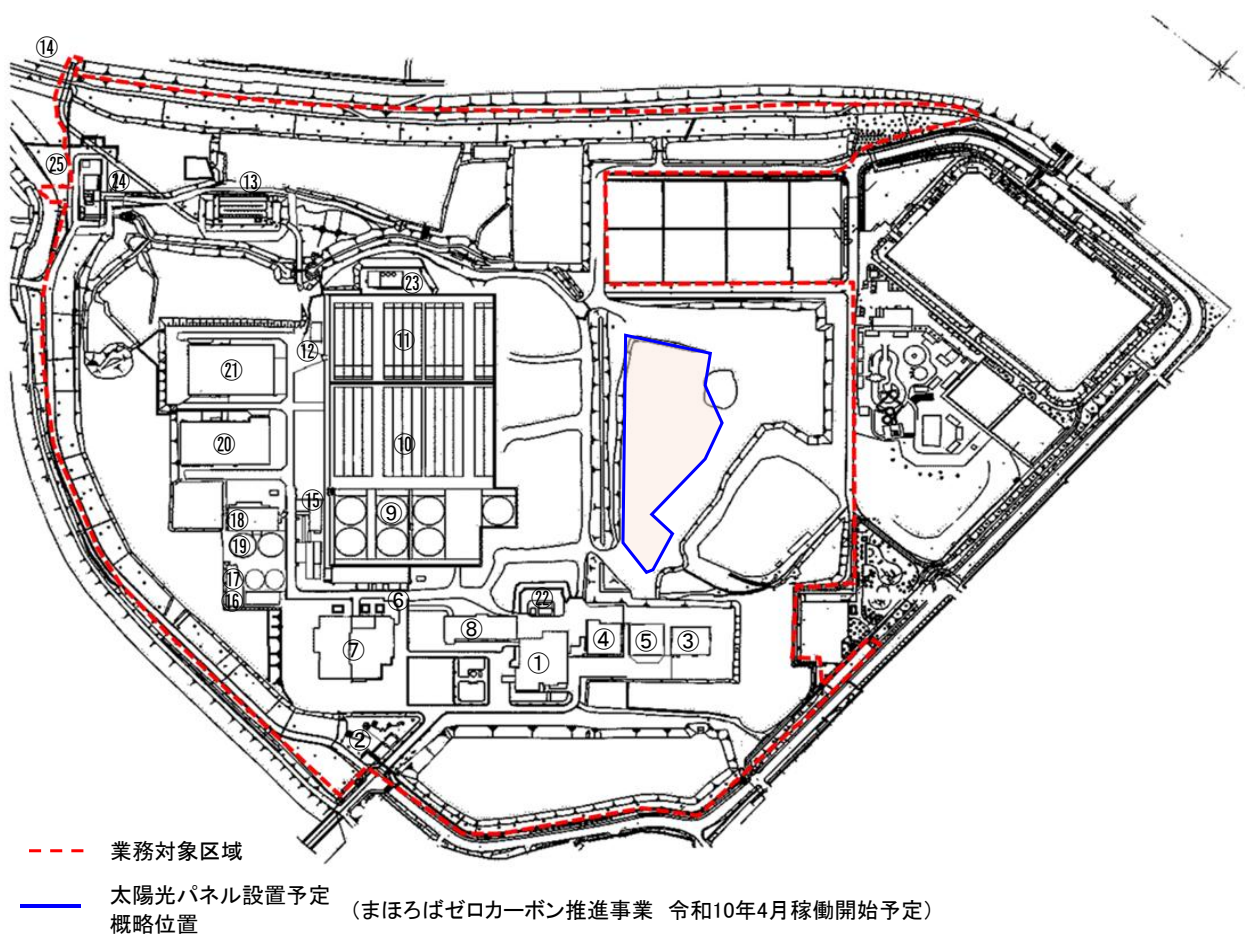


図 1-2 第二浄化センター施設配置図（赤枠内が本業務の対象施設）

## (5) 業務の内容

### ① 業務概要

統括マネジメント業務、運転管理業務、管路施設維持管理業務、更新計画策定業務、その他の業務を行う。

各業務の詳細については要求水準書（素案）に示す。

### ② 業務方式

管理・更新一体マネジメント方式レベル 3.5（更新支援型）により実施する。

### ③ 業務期間

本業務の業務期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までとし、契約書及びその他関係書類（要求水準書及び提案書等）に従い業務を実施する。

ただし、契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間は、移行期間（業務準備期間）とし、事業者は県又は県の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務引継に要する費用は、事業者の負担とする。

## (6) 業務範囲

本業務の対象範囲は、以下のとおりとする。

### ① 統括マネジメント業務

- ア 実施体制の構築
- イ 統括管理責任者の配置
- ウ 業務責任者等の配置
- エ 事業実施計画の作成
- オ セルフモニタリング
- カ 情報管理
- キ 工事等への協力

### ② 運転管理業務

- ア 運転操作監視
- イ 保守・点検整備
- ウ 保守点検（土木・建築構造物）
- エ 台帳整備
- オ 水量管理
- カ 水質管理
- キ 水質試験

- ク 汚泥管理
- ケ 廃棄物管理
- コ 修繕
- サ 調達管理
- シ 電力管理
- ス 保安全管理
- セ 臭気管理及び生活環境保全
- ソ 環境整備
- タ 水質試験室の維持管理
- チ 見学者対応業務
- ツ その他業務

### ③ 管路施設維持管理業務

- ア 巡視・点検
- イ 管内・人孔内調査
- ウ 要対策損傷の報告及び対応方針の協議
- エ 修繕
- オ 性能発注への移行
- カ 台帳整備
- キ 官公署等への手続
- ク 周辺住民等への対応

### ④ 更新計画策定業務

### ⑤ その他業務

- ア 地下埋設物協議
- イ 住民対応
- ウ 環境保全協議会
- エ 省エネ法の報告、省エネ（小）委員会
- オ 安全協議会
- カ 関係法令の基づく届出等
- キ 人材育成
- ク 産官学連携
- ケ 広報・教育

#### (7) 委託費

県は、本業務の実施に要する費用について、業務委託契約書に定める委託費を、業務委託契約締結後から業務期間終了時までの間に支払う。委託費は統括マネジメント業務、運転管理業務、管路施設維持管理業務、更新計画策定業務、その他の業務の費用からなる。

#### (8) 本業務に必要となるユーティリティ等の費用負担

本業務に必要となるユーティリティのうち、水道、ガス、通信（電話回線）、燃料、薬品類・その他消耗品、資材に係る費用は、サービス対価に含むものとする。

なお、本業務において必要な電力に係る費用及び通信費（運転管理用の通信機）は、県が電力供給会社及び通信会社と契約を結び、県が直接支払う。

#### (9) プロフィットシェア

本業務の実施にあたり、ライフサイクルコスト削減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

契約時に積算した維持管理費に対して、事業者の企業努力や新技術導入に基づくコスト削減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト削減分を県と事業者で分配する。コスト削減分の分配額や分配の手法については、県と事業者が協議し、双方が合意の上で確定する。

なお、リスク分担表に記載されている内容に起因する委託費増減が発生した場合については、プロフィットシェアの対象外とする。

#### (10) 業務スケジュール（予定）

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 基本協定締結  | 令和9年10月               |
| 契約締結    | 令和9年12月               |
| 業務準備期間  | 契約締結の翌日～令和10年3月       |
| 履行期間    | 令和10年4月1日から令和20年3月31日 |
| 業務引継ぎ期間 | 令和20年1月～令和20年3月       |
| 契約終了日   | 令和20年3月31日            |

#### (11) 遵守すべき法制度等

本業務の実施に当たっては、関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準等（最新版）に準拠すること。

詳細な法令等については、要求水準書（素案）を参照すること。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

本業務は、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に基づく、総合評価一般競争入札方式を採用する。

なお、本業務はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

### 2 募集及び選定の手順

#### (1) スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

| 日 程                      | 内 容                      |
|--------------------------|--------------------------|
| 令和8年9月14日（月）             | 実施方針（案）等の公表              |
| 令和8年10月13日（火）            | 実施方針（案）等に関する質問・意見受付締切    |
| 令和8年10月26日（月）            | 実施方針（案）等に関する個別対話受付締切     |
| 令和8年11月上旬（予定）            | 実施方針（案）等に関する質問・意見への回答の公表 |
| 令和8年11月11日（水）、<br>12日（木） | 実施方針（案）等に関する個別対話         |
| 令和8年12月上旬（予定）            | 実施方針（案）等に関する個別対話結果の公表    |
| 令和8年12月下旬（予定）            | 実施方針等の公表                 |
| 令和9年1月下旬                 | 実施方針等に関する質問・意見受付締切       |
| 令和9年2月下旬                 | 実施方針等に関する質問・意見への回答公表     |
| 令和9年3月下旬                 | 入札の公告、入札説明書等の公表          |
| 令和9年4月上旬                 | 入札説明書等に関する事業者説明会及び現地見学会  |
| 令和9年4月下旬                 | 入札説明書等に関する質問受付締切         |
| 令和9年5月下旬                 | 入札説明書等に関する質問の回答公表        |
| 令和9年6月上旬                 | 入札説明書等に関する個別対話           |
| 令和9年6月下旬                 | 入札説明書等に関する個別対話結果公表       |
| 令和9年6月下旬                 | 入札参加表明書、資格審査書類の受付締切      |
| 令和9年7月上旬                 | 資格審査結果の通知                |
| 令和9年7月下旬                 | 入札及び提案に係る書類の受付締切         |
| 令和9年10月頃                 | 落札者の決定及び公表               |
| 令和9年10月頃                 | 基本協定の締結                  |
| 令和9年12月頃                 | 業務委託契約の締結                |

## (2) 募集手続等

### ① 実施方針（案）等の公表

実施方針（案）及び要求水準書（素案）を、令和8年9月14日（月）に、奈良県ホームページにおいて公表する。

### ② 実施方針（案）等に関する質問及び意見の受付

本業務の入札参加を予定している者に対し、実施方針（案）等に関する質問及び意見を、以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間：実施方針（案）等公表の日～令和8年10月13日（火）17時まで

イ 受付方法：「様式1 実施方針（案）等に関する質問及び意見書」に必要事項を記載の上、「第7 3 問合せ先」に記載の担当窓口で電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、速やかに電話により送付した旨を連絡すること。

### ③ 実施方針（案）等に関する質問及び意見への回答の公表

実施方針（案）等に関する質問及び意見への回答を令和8年11月上旬頃（予定）までに奈良県ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

### ④ 実施方針（案）等に関する個別対話の実施

本業務の入札参加を予定している者の意見を聴取し、必要に応じて実施方針（案）に反映することを目的として、個別対話を実施する。

実施方針（案）等に関する個別対話は、以下の予定で実施する。

ア 開催日時：令和8年11月11日（水）、12日（木）

イ 開催場所：個別対話参加者に別途通知する

ウ 参加資格：本業務に参加を予定している者とし、1社の参加人数は5名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数者出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で10名以内とする。

エ 申込期間：実施方針（案）公表の日～令和8年10月26日（月）17時まで

オ 申込方法：「様式2 実施方針（案）等に関する個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、上記期日までに、「第7 3 問合せ先」に記載の担当窓口で電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、速やかに電話により送付した旨を連絡すること。

**⑤ 実施方針（案）等に関する個別対話結果の公表**

実施方針（案）等に関する個別対話結果の回答を令和 8 年 12 月上旬頃（予定）までに奈良県ホームページにおいて公表する。なお、個別対話の内容は、個別対話の参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き公表する。

**⑥ 実施方針等の公表**

実施方針及び要求水準書（案）を、令和 8 年 12 月下旬頃（予定）に、奈良県ホームページにおいて公表する。

**⑦ 入札の公告、入札説明書等の公表**

令和 9 年 3 月頃（予定）に、入札の公告を行い、入札説明書等を奈良県ホームページ上で公表する。

**⑧ 入札参加表明書及び資格審査書類の受付及び資格審査結果の通知**

本業務への入札参加表明書及び資格審査書類を令和 9 年 6 月下旬頃（予定）に受け付ける。審査結果の通知については、令和 9 年 7 月上旬頃（予定）を予定する。入札参加表明書及び資格審査書類の提出及び審査結果の通知方法については、入札説明書等において示す。

**⑨ 入札及び提案に係る書類の受付**

本業務に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和 9 年 7 月下旬頃（予定）に受け付ける。入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において示す。

**(3) 落札者の決定及び公表**

令和 9 年 10 月頃（予定）に落札者を決定し、奈良県ホームページ上で公表する。

**(4) 落札者を決定しない場合**

落札者の決定を行わなかった場合、その旨を速やかに奈良県ホームページ上で公表する。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

##### ① 共通

ア 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は統括マネジメント企業、運転管理企業、管路施設維持管理企業、更新計画策定企業、その他の業務を行う企業の役割を担う企業から構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループを構成する企業数の上限は任意であり、1つの企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。

イ 入札参加グループで応募する場合は、入札参加グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の中から代表となる企業1社（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

ウ 入札参加グループで応募する場合、構成企業数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。各々の構成企業が携わる業務について明らかにするものとする。

エ 入札参加グループの構成企業は、入札参加企業及び他の入札参加グループの構成企業になることはできない。

オ 入札参加グループの場合、特別目的会社（以下「SPC」という。）又は共同企業体（以下「JV」という。）の設立を求める。

#### (2) 業務実施企業の参加資格要件

入札参加企業または入札参加グループの代表企業、構成企業は、奈良県競争入札参加資格者名簿に登録があり、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、入札参加企業または入札参加グループの代表企業、構成企業のうち、統括マネジメント業務、運転管理業務、管路施設維持管理業務、更新計画策定業務及びその他の業務を行う者は、それぞれ以下に示す①、②、③、④及び⑤の要件を満たさなければならない。

##### ① 統括マネジメント業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。入札参加表明時点で、奈良県物品購入等競争入札参加資格審査名簿に登録があること。

ア 統括管理責任者として要求水準書（素案）別紙2-2に示す資格を有する者を配置すること。なお、配置技術者は、入札参加表明書提出の日以前から統括マネジメント業務を行う者と直接的雇用関係にある者とする。

##### ② 運転管理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。入札参加表明時点で、奈良県物品購入等競争入札参加資格審査名簿に登録があること。

- ア 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録があること。
- イ 平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく最大処理能力 10 万 m<sup>3</sup>/日以上を終末処理場において、同一終末処理場で 2 年以上継続して水処理から汚泥処理まで一貫した運転管理業務の元請実績（共同企業体としての実績の場合は、代表者として受託したものは出資比率が 20%以上、その他の構成員として受託したものは出資比率が 10%以上のものに限る）を有すること。
- ウ 運転管理業務責任者、電気主任者、水質主任者、水処理主任者、汚泥処理主任者として要求水準書（素案）別紙 2－2 に示す資格を有する者を配置すること。また、要求水準書（素案）別紙 2－3 に示す必要な有資格者を配置すること。なお、配置技術者は、入札参加表明書提出の日以前から運転管理業務を行う者と直接的雇用関係にある者とする。

### ③ 管路施設維持管理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。入札参加表明時点で、奈良県物品購入等競争入札参加資格審査名簿に登録があること。

- ア 平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した下水道管渠調査業務を元請として完了した実績を有すること。
- イ 管路施設維持管理業務責任者として公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認める「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有するものを配置すること。なお、配置技術者は、入札参加表明書提出の日以前から管路施設維持管理業務を行う者と直接的雇用関係にある者とする。

### ④ 更新計画策定業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。入札参加表明時点で、奈良県物品購入等競争入札参加資格審査名簿に登録があること。

- ア 奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿のうち建設コンサルタント（下水道）に登録があること。
- イ 平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した流域下水道の「ストックマネジメント計画」業務の元請実績（都道府県が発注したもの）を有すること。
- ウ 更新計画策定業務責任者として、技術士上下水道部門（選択科目「下水道」）、総合技術管理部門（選択科目「上下水道一下水道」）、RCCM（下水道部門）または建設コンサルタント登録規定第 3 条 1 号ロに該当する者（下水道）のいずれかの資格を有する者を配置すること。なお、配置技術者は、入札参加表明書提出の日以前から更新計画策定業務を行う者と直接的雇用関係にある者とする。

## ⑤ その他業務を行う者

入札参加表明時点で、奈良県物品購入等競争入札参加資格審査名簿に登録があること。

## (3) 入札参加者の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 入札参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、「奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領」（令和 7 年 6 月 1 日施行）による指名停止を受けている者。
- ③ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ⑦ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑧ 本業務に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

本業務に係るアドバイザー業務に関与した者とは、以下のとおりである。

- ・ 株式会社 建設技術研究所
  - ・ 鈴木法律事務所
  - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
- ⑨ 奈良県流域下水道事業管理・更新一体マネジメント方式事業者選定委員会（以下「審査委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針の公表日以降に、本業務に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
  - ⑩ 法人税、消費税、地方消費税、県税及び法人住民税を滞納している者。
  - ⑪ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、県

が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。

- ⑫ 奈良県暴力団排除条例（平成 23 年奈良県条例第 35 号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等との関係を有している者。

#### **(4) 特別目的会社（SPC）等の設立等**

入札参加者は、本業務の落札者として決定された場合、必要に応じて SPC や JV を設立するものとする。

なお、SPC を設立する場合、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として本業務を実施する SPC を奈良県内に設立することとができる。なお、業務予定地内に設立することは不可とする。また、代表企業は必ず SPC に出資し、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全業務期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。

SPC の株式については、事前に書面により県の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

#### **(5) 入札参加資格要件の確認基準日**

入札参加資格要件の確認基準日は、入札参加表明書及び資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、業務委託契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、業務委託契約を締結しないこととする。

#### **(6) 入札参加者及び協力企業の変更**

代表企業及び構成企業の変更は認めないが、協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと県が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

## 4 提案書類の取扱い

### (1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本業務において公表等が必要と認めるときは、県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、県が落札者を決定する過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

### (2) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

## 5 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査に関する基本的な考え方

評価に際しては、学識経験者等で構成する「奈良県流域下水道事業管理・更新一体マネジメント方式事業者選定委員会」が評価する。

県は、専門的見地等に基づく評価意見を審査委員会から聴取し、提案審査等を行う。

審査委員会の委員は、次のとおりである。

#### 【審査委員会 委員】

(敬称略)

| 氏名         | 所属              |
|------------|-----------------|
| 足立 泰美（委員長） | 甲南大学経済学部教授      |
| 鋤田 泰子      | 神戸大学大学院工学研究科教授  |
| 佐藤 圭輔      | 立命館大学理工学部准教授    |
| 塩田 千恵子     | プログレ法律特許事務所 弁護士 |

### (2) 審査手順に関する事項

審査は、県が資格審査と提案審査に分けて実施する。

提案審査においては、価格その他の要素を総合的に評価し、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

**(3) 落札者の決定**

選定委員会は入札参加者からの提案書類を審査し、最も優れていると認めた入札参加者を最優秀提案者として選定し、県は選定委員会の結果を踏まえ、落札者を決定する。

**(4) 審査結果の公表方法**

審査の結果は、奈良県ホームページで公表する。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 責任分担に関する基本的な考え方

本業務は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指す。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては事業者が責任をもって対応するものとする。また、リスク発生による影響についても、事業者の負担で対応するものとする。ただし、事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び県が対応すべきと認められるリスクについては、県が責任の一部又は全部を負担することとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

県と事業者のリスク分担の考え方は、資料1に示す「リスク分担表」のとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等の中で改めて示す。

#### 3 事業者による業務の実施状況及びモニタリング

##### (1) モニタリングの実施

本業務の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書及び提案内容に示されたサービス水準を達成しているか否か確認するため、県でモニタリングを行う。

##### (2) モニタリングの時期

県が行うモニタリングは、本事業の業務期間において実施する。

##### (3) モニタリングの方法

モニタリングは、県が提示した方法に従って県が実施する。事業者は、県からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

##### (4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、県から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書及び提案内容等に示された水準を下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

#### 第4 業務委託契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

業務委託契約の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、業務委託契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、業務委託契約に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

##### 1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、県は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に正当な理由なく改善措置を講じない場合は、県は、業務委託契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、事業者は、業務委託契約を解除することができる。
- ③ 前2号により業務委託契約が解除された場合、事業者は、県に生じた損害を賠償しなければならない。

##### 2 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、県は、業務委託契約を解除することができる。
- ② 前号により業務委託契約が解除された場合、県は、事業者が生じた損害を賠償しなければならない。

##### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他県又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本業務の継続が困難となった場合、県及び事業者の双方は、本業務の継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、県又は事業者は、業務委託契約を解除することができる。

## 第6 法制上及び税制上の措置に関する事項

### 1 法制上の措置

本業務に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

### 2 税制上の措置

本業務に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

## 第7 その他本業務の実施に関し必要な事項

### 1 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 2 提案に関する条件

#### (1) 業務の委託

事業者は、第三者に業務を再委託する場合、事前に県の承諾を得なければならない。また、事業者は、業務の一部を再委託する場合、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

### 3 問合せ先

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

奈良県 県土マネジメント部 下水道マネジメント課 企画係

所在地：〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

電話：0742-27-7526（直通）

メールアドレス：gesui@office.pref.nara.lg.jp

HP アドレス：<https://www.pref.nara.lg.jp/n140/p128000.html>

資料1：リスク分担表

| 区分 | リスクの種類           | リスク内容                                                        | 負担者     |         |
|----|------------------|--------------------------------------------------------------|---------|---------|
|    |                  |                                                              | 県       | 事業者     |
| 共通 | 募集手続きリスク         | 実施要領等の記載の誤りや内容の変更によるもの                                       | ○       |         |
|    | 応募コストリスク         | 応募手続きに係るコストに関するもの                                            |         | ○       |
|    | 契約リスク            | 県の責めによる契約締結の遅延、締結不能                                          | ○       |         |
|    |                  | 事業者の責めによる契約締結の遅延、締結不能                                        |         | ○       |
|    | 法令等の変更リスク        | 本委託に直接関連する法令等の変更                                             | ○       |         |
|    |                  | 本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更                                  |         | ○       |
|    |                  | 消費税制の変更に係る法令等の変更                                             | ○       |         |
|    | 許認可リスク           | 事業管理者として県が取得すべき許認可が遅延した場合                                    | ○       |         |
|    |                  | 事業者が取得すべき許認可の遅延                                              |         | ○       |
|    | 第三者賠償リスク         | 事業者が行う業務に起因するもののうち事業者の責めによる事故、事業者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害 |         | ○       |
|    |                  | 上記以外のもの                                                      | ○       |         |
|    | 住民問題リスク          | 本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟                           | ○       |         |
|    |                  | 事業者の業務の不備に伴い生じる住民反対運動、訴訟                                     |         | ○       |
|    | 環境保全リスク          | 事業者が行う業務に起因するもののうち事業者の責めによる環境問題(周辺水域の水質悪化、騒音、振動、異臭等)         |         | ○       |
|    |                  | 上記以外のもの                                                      | ○       |         |
|    | 委託業務中止・延期に関するリスク | 県の指示、議会の不承認によるもの                                             | ○       |         |
|    |                  | 事業者の債務不履行によるもの                                               |         | ○       |
|    |                  | 事業者の業務放棄、破綻によるもの                                             |         | ○       |
|    | 物価・金利変動リスク       | 委託期間のインフレ・デフレ                                                | ○<br>※1 | ○<br>※1 |
|    | 資金調達リスク          | 業務履行に必要な資金の確保                                                |         | ○       |
|    | 情報漏洩リスク          | 県の責めによる個人情報や守秘義務情報等の外部流出                                     | ○       |         |
|    |                  | 事業者の責めによる個人情報や守秘義務情報等の外部流出                                   |         | ○       |
|    | 予算等に係る議会リスク      | 予算等の議決が得られない場合                                               | ○       |         |

| 区分                   | リスクの種類         | リスク内容                                               | 負担者 |     |
|----------------------|----------------|-----------------------------------------------------|-----|-----|
|                      |                |                                                     | 県   | 事業者 |
|                      | 業務内容変更のリスク     | 県による契約業務内容の変更                                       | ○   |     |
|                      | 不可抗力リスク        | 暴風、豪雨、土砂災害等の自然災害、及び騒乱、暴動、その他の人為的事象等による委託業務の変更・中止・延期 | ○   |     |
| 施設                   | 流入負荷の増大リスク     | 想定外の流入量増大に起因する費用の増加                                 | ○   |     |
|                      |                | 想定外の流入水質悪化に起因する費用の増加                                | ○   |     |
|                      | 突発修繕費の増大リスク    | 県の責めによる修繕費の増大                                       | ○   |     |
|                      |                | 事業者の責めによる修繕費の増大                                     |     | ○   |
|                      | 施設損傷リスク        | 施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷         |     | ○   |
|                      |                | 県の責めにより施設が損傷した場合                                    | ○   |     |
| 管路                   | 維持管理・修繕費用増大リスク | 事業者の責めにより当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合                  |     | ○   |
|                      |                | 県の要因による仕様変更等で、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合             | ○   |     |
|                      |                | 詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用が、発注計画時想定以上に増加した場合             | ○   | ○   |
|                      | 業務中の事故リスク      | 事業者の責めにより、下水道施設や道路等のその他施設を破損させた場合                   |     | ○   |
|                      |                | 事業者の責めによるものか明白でなく、下水道施設や道路等のその他施設を破損させた場合           | ○   | ○   |
|                      |                | 業務中に住民に障害を負わせる、または住宅等の財産を破損させた場合                    |     | ○   |
| 修繕<br>改築<br>計画<br>策定 | 調査リスク          | 県が実施した TV カメラ調査等に不備があった場合                           | ○   |     |
|                      |                | 事業者が実施した TV カメラ調査などに不備があった場合                        |     | ○   |
|                      | 計画リスク          | 県が実施したストックマネジメント計画、改築基本設計等に不備があった場合                 | ○   |     |
|                      |                | 県の修繕改築計画の要求内容・条件の内容に不備があった場合                        | ○   |     |
|                      |                | 事業者が実施した計画に不備があった場合                                 |     | ○   |

※ 1 : 本事業の契約書に定める範囲内の物価変動は事業者の負担、本事業の契約書に定める範囲を超える物価変動は本県の負担とすることを予定している。